

IASB Board Meeting Flash — Insurance Contracts

2015年9月に開催された 保険契約に関するIASB会議の概要



IASBは2015年9月に、2013年に公表した公開草案「保険契約」(ED/2013/7)について、以下の論点の審議を行いました。

- IFRS第4号とIFRS第9号の適用日の差異がもたらす結果への対処
- 市場変数の変動の分解
- 直接連動の有配当契約に関連するリスクの軽減

また、IASBとFASBは合同で、両者の保険契約プロジェクトの進捗状況に関する情報交換を行いました。

1. IFRS第4号とIFRS第9号の適用日の差異がもたらす結果への対処

(1) 2つの代替的アプローチ

新しい保険契約に関する基準書の適用前にIFRS第9号「金融商品」が適用される場合、金融資産の分類が変更されることにより、会計上のミスマッチや損益と資本のボラティリティが一時的に増加するという懸念が寄せられています。IASBスタッフは、このような懸念に対処する方法として、現行IFRS第4号を修正する以下の2つの代替的アプローチを検討しました。

- 上書きアプローチ(Overlay approach)
- 延期アプローチ(Deferral approach)

(2) 上書きアプローチ

IASBは2015年7月にIFRS第4号を改訂し、特定の資産について、IFRS第9号の適用による影響を当期純利益から除外し、その他の包括利益に認識することを許容すること(上書きアプローチ)を暫定的に決定しました。

2015年9月の会議でIASBは、上書きアプローチの詳細について審議し、以下を暫定的に決定しました(IASBスタッフ提案のとおり)。

論点	IASBの決定
上書きアプローチの適用要件	<p>以下の両方の要件を満たす金融資産について、上書き調整を行うことができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ IFRS第4号の適用範囲の保険契約に関連する資産として、企業が指定する金融資産 ■ IFRS第9号のもとでFVTPL区分に分類されるが、IAS第39号のもとではFVTPLに分類されなかったであろう金融資産 <p>金融資産の指定は、金融資産と保険契約の関係に変更が生じた場合にのみ見直される。</p>
移行規定	<p>企業は、IFRS第9号を最初に適用(早期適用を含む)する時のみ、上書きアプローチの適用を開始することができる。</p> <p>上書きアプローチは、IFRS第9号への移行の際、遡及的に適用する。IAS第39号のもとでの償却原価または取得原価の帳簿価額と公正価値との差額を、期首その他の包括利益累計額の調整として認識する。</p> <p>IFRS第9号に基づいて比較情報を修正再表示する場合には、上書きアプローチを反映するために比較情報を修正再表示する。</p> <p>新しい保険契約に関する基準書を適用する時に、上書きアプローチの適用を停止しなければならない(それ以前に停止することも可能)。</p> <p>上書きアプローチの適用を停止する場合、前年度の上書き調整額をOCIから、以下のうちいずれか遅い時点で剰余金に振り替える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 表示される最も早い報告期間の期首 ■ 上書きアプローチが最初に適用された報告期間の期首
金融資産の再指定	<p>企業は、適用要件を満たす場合、金融資産に対して将来に向かって上書きアプローチを適用することができる。</p> <p>金融資産が適用要件をほぼ満たさない場合、上書きアプローチの適用を停止しなければならない。上書き調整に関連するその他の包括利益累計額は、ただちに当期純利益に振り替える。</p>
表示及び開示	<p>上書き調整の金額は、当期純利益またはその他の包括利益、あるいはその両方に単一の科目で表示する。企業は、上書き調整の金額を分解して表示することもできる。</p> <p>上書きアプローチを適用する企業は、各報告期間において、以下の開示を行う。</p>

論点	IASBの決定
表示及び開示 (続き)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 上書き調整を行っている事実及び上書き調整が関連する金融資産 ■ 上書き調整を行う金融資産の決定に関する方針 ■ 各報告期間における上書き調整合計額の説明を、上書き調整がどのように行われているかを財務諸表利用者が理解できるような方法で開示する(特に、企業グループ間の移動や金融資産の指定について開示する) ■ 当期純利益及びその他の包括利益計算書における表示科目に対する上書き調整の影響(当期純利益及びその他の包括利益計算書において個別に識別していない場合)

(3) 延期アプローチ

IASBスタッフは、特定の状況においてIFRS第9号の適用を延期すること(延期アプローチ)を検討しました。IASBスタッフは、延期アプローチの適用対象に基づき、以下の2つの代替案を検討しました。

■ 報告企業レベル:

延期アプローチは、企業の重要な活動(predominant activity)がIFRS第4号の保険契約を発行することである企業についてのみ適用される。

■ 報告企業以下のレベル:

延期アプローチは、保険活動に関連する金融資産のすべてに対して適用される。法的主体やセグメントレベルで適用範囲が決定される可能性がある。

IASBスタッフは、延期アプローチを適用すること自体については、IASBに対して提案しませんでした。仮にIASBが延期アプローチを適用するのであれば、報告企業レベルに適用することを提案しました。

IASBは、議長の投票権を含む8対7の多数決で、延期アプローチを提案することを暫定的に決定しました。また、IFRS第9号の適用延期は、報告企業が保有する金融資産のすべてに対して適用する(つまり、報告企業レベルに適用する)ことを暫定的に決定しました。

(4) 延期アプローチ — 追加の検討

延期アプローチの提案を決定したことに伴い、IASBは延期アプローチの詳細についても審議し、以下について暫定的に決定しました(IASBスタッフの提案のとおり)。

論点	IASBの決定
延期アプローチの適用要件	<p>IFRS第9号の適用</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 企業は、IFRS第4号の適用範囲に含まれる保険契約を発行し、かつ、保険契約の発行が報告企業の重要な活動である場合に、IFRS第9号の適用を延期することができる。IFRS第9号の適用延期は、報告企業が保有する金融資産のすべてについて適用される。 ■ IFRS第9号をすでに適用している企業は、IFRS第9号の適用を停止してIAS第39号を適用することはできない。

論点	IASBの決定
延期アプローチの適用要件 (続き)	<p>保険事業が重要であるか否かの評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 企業は、IFRS第9号の適用延期を選択しなければ、IFRS第9号を最初に適用することが要求される日(2018年1月1日以降開始事業年度)に、保険事業が重要であるか否かの評価を、負債総額に対するIFRS第4号の適用範囲に含まれる契約から生じる負債の総額の重要性に基づいて行わなければならない。 ■ 保険事業が重要であるか否かの評価において、定量規準はないが、IFRS第4号の改訂の結論の根拠において、企業の保険事業が重要ではないとみなされるレベルを示す事例を加えるべきである。 <p>企業の重要な活動の変化</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 企業は、企業の重要な活動に変化をもたらす可能性のある企業構造の明らかな変化が生じた場合(例えば、事業の取得または売却)に、保険事業が重要な活動であるか否かを再評価しなければならない。 ■ 再評価の結果、保険事業がもはや重要ではないと判断した場合には、翌期首からIFRS第9号を適用しなければならない。また、再評価を行った報告期間に以下を開示しなければならない。 <ul style="list-style-type: none"> - 企業はもはや延期アプローチに適格ではない旨 - 適格ではない理由 - 重要という要件を満たさなくなる原因となった事業構造の変化の生じた日
容認か強制か	IFRS第9号の適用延期は認められる(容認)。
移行規定	<p>延期アプローチを適用する場合、要求される開示を提供するために必要な範囲で、IFRS第9号の移行規定を利用する。</p> <p>延期アプローチを適用する企業は、新しい保険契約に関する基準書の適用日より前に、延期アプローチの適用を停止することができる。新しい保険契約に関する基準書を初めて適用する事業年度の期首からは、延期アプローチを適用することはできない。</p> <p>延期アプローチの適用を停止し、IFRS第9号を初めて適用する場合、IFRS第9号の移行規定に従う。延期アプローチのもとで要求される開示は不要となる。</p>
開示	<p>延期アプローチを適用する企業は以下を開示する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ IFRS第9号の適用の延期を選択している旨 ■ 延期の適用要件をどのように満たすのかに関する説明 ■ 金融資産の性質及び信用度に関する情報 <ul style="list-style-type: none"> - IFRS第9号のキャッシュフロー要件を満たさず、IFRS第9号のもとでFVTPL区分に分類される金融資産の公正価値 - IFRS第9号のもとでFVTPL区分に分類されない金融資産の信用リスクに関する情報(例えば、そのような金融資産の信用格付け)

(5) デュー・プロセス

上記の検討の結果、IASBは公開草案を公表することを決定しました。

- 公開草案の提案事項の適用日は2018年1月1日以降開始事業年度とする。
- IFRS第9号を早期適用する場合には、公開草案の提案事項を早期適用することができる。
- 延期アプローチの失効日は、2021年1月1日以降開始する事業年度よりも後にはならない。2021年1月1日以降は、企業は上書きアプローチの適用を選択することができる。

2. 市場変数の変動の分解

(1) キャッシュ・フローの見積りの変動

2013年に公表した公開草案「保険契約」(ED/2013/7)では、市場変数の変動により生じるキャッシュ・フローの見積りの変動は当期純利益に計上することが提案されていましたが、市場変数の変動の影響をどのように会計処理するかについては、様々な見解が寄せられました。

IASBは再審議の結果、2014年3月に無配当契約について、割引率の変動による影響を、会計方針の選択によって当期純利益またはその他の包括利益に計上することを暫定的に決定しました。

2015年9月のIASB会議では、無配当契約に関する決定事項や要求事項を利用して、市場変数の変動による影響を当期純利益とその他の包括利益に分解する方法について審議されました。

IASBスタッフの提案に基づき、IASBは以下を暫定的に決定しました。

- すべての保険契約について、市場変数の変動により生じるキャッシュ・フローの見積りの変動は、包括利益計算書において割引率の変動と整合的に同じ場所に表示する。

(2) 保険投資費用 (Insurance Investment Expense)

IASBは、有配当契約について、市場変数に起因する変動を当期純利益とその他の包括利益に分解する方法を記載するか否かを検討しました。審議は、2014年9月に提示された分解方法(イールドカーブ法、準準実効利回り法、予想貸記法(projected crediting method))に基づいて行われました。

IASBは、以下を暫定的に決定しました(IASBスタッフの提案のとおり)。

- すべての保険契約について、新しい保険契約に関する基準書では、市場変数の変動に起因する保険契約の測定の変動を、当期純利益またはその他の包括利益に分解する目的は、原価ベース(cost measurement basis)で保険投資費用を当期純利益に表示することであることを明確化する。
- 原価ベースで保険投資費用決定する詳細な方法は規定しない。ただし、保険契約期間にわたり保険投資費用が規則的に配分されるような方法であるべきことを示す追加のガイダンスを提供する。

(3) 経済的ミスマッチのない直接連動の有配当契約

直接連動の有配当契約について、保険投資費用を当期純利益に表示することが目的であるという前述の決定を適用する場合、経済的ミスマッチがない契約であっても、会計上のミスマッチが生じてしまう可能性があります。そこでIASBは、IASBスタッフの提案に基づき、以下を暫定的に決定しました。

- 企業が保有する保険契約と関連性のある項目（資産及び負債）との間に経済的ミスマッチがない契約については、市場変数に起因する変動を当期純利益またはその他の包括利益に分解する目的を修正する。
- 修正後の目的は、保険投資費用と原価ベースで測定される項目との間に生じる損益の会計上のミスマッチを解消する保険投資費用を表示することである（すなわち、当期簿価利回りアプローチ（Current Period Book Yield Approach））。
- 当期簿価利回りアプローチでは、市場変数の変動に起因する契約の変動（すなわち、基礎となる項目の公正価値の変動）と保険投資費用の差額がその他の包括利益に認識される。

またIASBは、契約が直接連動の有配当契約であり、企業が選択または強制的に基礎となる項目を保有している場合には、経済的ミスマッチはないことに同意しました。

(4) アプローチの変更

経済的ミスマッチのない直接連動の有配当契約とその他の契約で、市場変数に起因する変動の分解方法が異なることになるため、IASBは、アプローチを変更する場合の対処方法を検討し、以下について暫定的に決定しました（IASBスタッフの提案のとおり）。

- 企業が当期簿価利回りアプローチから、または当期簿価利回りアプローチへの変更を行う場合、以下の取扱いとする。
 - 期首その他包括利益累計額の修正再表示は行わない。
 - 変更の日または将来の期間において、その他の包括利益累計額の残高を当期純利益で認識しない。
 - 比較年度の修正再表示は行わない。
 - アプローチを変更した期において、変更理由及び財務諸表の表示科目への影響に関する説明、並びに、当期簿価利回りアプローチに適格ではなくなった（または適格となった）契約の価値について開示する。

(5) 会計方針の選択

2014年3月にIASBは、無配当契約について、企業は割引率の変動に起因する影響を当期純利益または包括利益に表示する選択ができることを決定しています。2015年9月のIASB会議では、有配当契約についても同様の選択を認めるか否かについて審議しました。IASBは、IASBスタッフの提案に基づき、以下を暫定的に決定しました。

- 無配当契約に関する過去の決定事項を有配当契約にも拡大し、以下のように取り扱う。
 - 企業は、会計方針として、市場変数の変動を当期純利益とその他の包括利益に分解する、または、保険投資費用を現在測定基礎で当期純利益に表示する、のいずれかを選択することができる。
 - 企業は、契約が含まれるポートフォリオ、保有する資産及び当該資産の会計処理方法を考慮して、会計方針を類似契約のグループに適用する。
 - 企業は、会計方針の変更についてIAS第8号の規定を適用する。

(6) 単純化した移行規定

企業が市場変数の変動を当期純利益とその他の包括利益に分解する会計方針を選択した場合、保険投資費用を原価ベースで過去に遡って決定することが実務上困難である

可能性があります。そこでIASBは、完全な遡及適用が実務上不可能である場合、以下の単純化したアプローチを適用することを暫定的に決定しました。

- 保険投資費用を原価ベースで当期純利益に表示することを目的とする契約について、企業は最も古い市場変数の仮定を、最初に新しい保険契約に関する基準書を適用する際に生じる市場変数の仮定であるとみなす。したがって、新しい保険契約に関する基準書を最初に適用する時において、その他の包括利益累計額の残高はゼロとなる。
- 当期簿価利回アプローチを適用する契約について、保険投資費用(または収益)は、企業が保有する項目について当期純利益に表示される利得(または損失)と同額となる。したがって、その他の包括利益累計額の残高は以下のとおり決定される。
 - 企業が保有する項目がFVTPLで測定される場合、その他の包括利益累計額はゼロとなる。
 - 企業が保有する項目が原価で測定される場合、その他の包括利益累計額は原価と公正価値の差額となる。

3. 直接連動の有配当契約に関連するリスク軽減

直接連動の有配当契約について、IASBは変動手数料アプローチを適用することを決定していますが、企業が最低保証についてデリバティブを使用してリスク管理を行っているような場合には、会計上のミスマッチが生じます。そこでIASBは、会計上のミスマッチに対処する方法を検討し、以下を暫定的に決定しました。

- 企業が保険契約を変動手数料アプローチを使用して測定し、保険契約に組み込まれた保証から生じる金融市場リスクを軽減するためにFVTPLで測定されるデリバティブを使用する場合、保険契約に含まれる組込保証の価値の変動(履行キャッシュフローを使用して決定される)を当期純利益に認識することができる。ただし、以下のすべての要件を満たす場合に限る。
 - リスク軽減が企業のリスク管理戦略と整合している。
 - 保証とデリバティブの間に経済的相殺があること。
 - 信用リスクが経済的相殺に影響を与えないこと。
- 企業は以下を行わなければならない。
 - 保証の価値の変動を当期純利益に認識し始める前に、保険契約に組み込まれた金融市場リスクを軽減するために、デリバティブを使用するためのリスク管理目的とリスク管理戦略を文書化する。
 - 経済的相殺がもはや存在しなくなった日から将来に向かって、保証の価値の変動を当期純利益に認識することを中止する。

4. 今後のスケジュール

IASBは、再審議事項のほとんどを完了しました。残りの論点には、一般的なモデルと変動手数料アプローチの違いの評価、表示及び開示規定がありますが、完了は間近です。新しい保険契約に関する基準書の適用日に関する議論は、他の論点の審議が終了した後で再審議されます。

IASBは、最終基準書を2016年中に発行する予定です。

編集・発行

有限責任 あずさ監査法人
IFRSアドバイザリー室
ファイナンシャルサービス本部

azsa-ifrs@jp.kpmg.com

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2015 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

The KPMG name, logo and "cutting through complexity" are registered trademarks or trademarks of KPMG International.